

2027年度大阪大学大学院国際公共政策研究科
博士前期課程早期修了プログラム科目等履修生募集要項

本プログラムの趣旨

大阪大学大学院国際公共政策研究科に進学を希望する大阪大学法学部3、4年次生の皆さんは、本プログラムの科目等履修生となることで、学部4年次の授業と並行して、研究演習Ⅰ・Ⅱ及びプロジェクト演習（インターン・キャリア指導）以外の国際公共政策研究科博士前期課程開講科目の単位を最大10単位まで、大学院入学以前に取得することができます。取得した単位は、国際公共政策研究科博士前期課程に入学後、入学前既修得単位として認定を受け、修了要件単位に算入することができるため、最短1年間で修士（国際公共政策）の学位を取得し修了することが可能となります。

1. 出願資格

- (1) 大阪大学法学部の3年次以上に在籍していること。
- (2) 次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当すること
 - (ア) 3年次終了時点で、学部における専門教育科目の卒業要件単位の3/4以上の単位を取得しており、かつ、それらのうち1/2以上の科目が「A」（令和8年度以降入学者については「A-」）以上の成績であること。
 - (イ) (ア)の条件を満たさない場合には、大学院授業を履修するに足る能力を十分に有するという保証を3名以上の法学部授業担当教員から受けていること。

2. 出願書類

- (1) 願書・志望理由書
- (2) 成績証明書
- (3) 法学部授業担当教員からの推薦状（様式自由）

推薦状は、大阪大学法学部『令和8年度学生ハンドブック』の77~79頁に記載されている教員に書いてもらってください。上記の1(2)(ア)に該当する者は1通、1(2)(イ)に該当する者は、1(2)(イ)の条件を満たしていることを保証する内容を含む推薦状を3通提出してください。なお、推薦者本人により厳封されたものとしてください。

3. 出願方法

志願者は、出願書類を取りそろえ、国際公共政策研究科教務係へ持参または簡易書留郵便で郵送してください。なお、出願期間中に海外留学などの理由で持参・郵送が難しい場合は、早めに教務係に出願方法をご相談ください。

受理期間：2026年10月1日（木）－10月30日（金）（期限厳守）

(窓口受付時間：午前 9時00分から11時30分、
午後 12時30分から16時30分)

※なお書類不備の場合は受理致しません。

4. 選考方法等

(1) 内定者発表：2026年12月18日(金)

(2) 合格者発表：2027年3月中旬

※内定結果・合否結果についてはメールでお知らせします。

(3) 本プログラムの科目等履修生となることを許可された者は、学部4年次の4月より国際公共政策研究科博士前期課程の科目を履修するとともに、9月または2月頃に行われる国際公共政策研究科博士前期課程の入試に出願して下さい。

5. 指導教員について

科目等履修生に内定後、本プログラムにおいて履修する科目について指導を仰ぐために、2月末までに指導を希望する本研究科教員から受入れの承認を得る必要があります。

6. 個人情報の取り扱いについて

(1) 出願時に提出していただいた氏名、住所、その他の個人情報については、「科目等履修生入学者選抜(出願処理、選考実施)」、「科目等履修生合格者発表」等の業務を行うために利用します。また科目等履修生となる許可を得た者については「教務関係(学籍管理、履修指導)」を行うためにも利用します。

(2) 科目等履修生入学者選考に用いた成績等の個人情報は、選考結果の集計・分析及び選考方法調査・研究のため利用することがあります。

7. 注意事項

(1) 出願書類等の提出及び照会は国際公共政策研究科教務係宛とします。

(2) 願書等郵送の際は、必ず簡易書留郵便とし、封筒の表に「国際公共政策研究科博士前期課程早期修了プログラム科目等履修生入学願書在中」と朱書きして下さい。

(3) 出願手続き後における書類の変更等はいけません。

2026年6月

〒560-0043 豊中市待兼山町1番31号
大阪大学大学院国際公共政策研究科教務係
E-Mail kyomu@osipp.osaka-u.ac.jp

本プログラムについてよくある質問

1. 本プログラム生となり、国際公共政策研究科の博士前期課程に進学した場合、必ず早期修了をしなければならないのか。

→必ずしも早期修了をしなければならないわけではありません。

2. 本プログラム生となった場合、自動的に国際公共政策研究科の博士前期課程に入学できるのか。

→できません。夏期又は冬期に行われる大学院入試に出願し、合格した後、入学手続きをする必要があります。

3. 本プログラム生となった場合、国際公共政策研究科以外の大学院科目も履修できるのか。

→できません。履修できる科目は、国際公共政策研究科で開講される博士前期課程開講科目に限ります。

4. 本プログラムにおいて履修した科目は、法学部の成績（GPA等）に影響するのか。

→本プログラム生となった場合、法学部の学部生としての学籍とは別に科目等履修生としての学籍が発生いたします。科目等履修生として修得した単位は学部生としての成績とは切り離して処理しますので、法学部の成績に影響することはありません。

5. 本プログラムで履修した科目を国際公共政策研究科に入学後、単位認定された場合、大学院のGPAに影響するのか。

→国際公共政策研究科入学前に履修した科目はGPA算出対象外です。なお、単位認定された科目については大学院の成績証明書には取得した科目の科目名が表示され、評価は「認定」となります。

6. 本プログラム生として仮に14単位修得した場合、入学前の既修得単位認定として認められる10単位を超える4単位分については、学部の単位として流用できるのか。

→できません。まずは学部の卒業単位をそろえることに重点を置いて履修計画を立ててください。

7. 本プログラムで履修した科目を国際公共政策研究科に入学後に履修することはできるのか。

→入学後、単位認定された科目は、履修することはできません。単位認定されていない科目については履修することができます。